

KSLO NEWS LETTER

Contents	▶ TOPICS 01	「民事裁判手続きのIT化が実務に与える影響について」	弁護士／ニューヨーク州弁護士 栗林 勉
	▶ TOPICS 02	「改正特定商取引法が企業法務に与える影響について」	弁護士 深野 葉月
	▶ TOPICS 03	「カリフォルニア州弁護士からの挨拶」	カリフォルニア州弁護士 スティーヴ・シノイ
	▶ KSLO NEWS	栗林総合法律事務所国際セミナーのご案内 『英文共同開発契約書の作成とチェックポイント』	

TOPICS 01

民事裁判手続きのIT化が実務に与える影響について

弁護士／ニューヨーク州弁護士 栗林 勉



先般、法務省の法制審議会は、民事裁判手続きを全面的にIT化する民事訴訟法の改正案をまとめました。改正案は、次の3つを可能にする「3つのe」が柱となっています。

①「e提出」

・弁護士による裁判書類のオンライン提出を義務化

弁護士が訴状や答弁書、準備書面といった裁判書類を紙ではなく、電子データによるオンラインを用いて提出することを義務化します。将来的には、電子契約書やスマホで撮影した写真などのデジタル証拠を紙に印刷することなくデジタル媒体のまま提出することが可能になると考えられます。

・裁判書類のオンライン受領

裁判書類を裁判所のサーバーに保存し、当事者がサーバーにアクセスして受領します。

・裁判手続き費用のキャッシュレス化

裁判手続き費用を、原則として電子納付などキャッシュレス方式の納付方法に変更します。

②「e事件管理」

・事件記録や判決文書の電子データ化

事件記録や判決文書を電子データで保管します。紙による保管と比べて管理や複製が容易になる一方で、フィッシング攻撃による情報漏洩やハッキングによる記録の改ざんなど、新たなリスクが生じますので、セキュリティ対策は万全を期する必要があります。

③「e法廷の実現」

・裁判期日におけるオンライン会議の活用（和解、証人尋問、鑑定など）

オンライン会議の利用をより広範な範囲で認めます。裁判所の法廷に出向くことなく、法律事務所、ミーティングルーム、研究室といった場所でオンライン会議を活用することで、和解、証人尋問、鑑定などの裁判期日に参加することが可能となります。裁判所に出向く経済的、時間的コストを大幅に削減し、ひいては裁判にかかるコスト全体の削減が可能です。

とはいえ、現在のデジタル技術では、裁判所の法廷で関係者が共有している空気感をオンライン会議で再現することは困難です。そのため、裁判期日でオンライン会議を活用することが裁判の過程や結論にどのような影響を与えるのか、いまのところ全くの未知数といわざるを得ません。また、通信制限等オンライン会議特有のハプニングで期日に参加できない場面も想定しておく必要があります。

今後、民事裁判手続きのみならず裁判のIT化が進むにつれ、裁判の場でオンライン会議を活用することが、どれほど裁判コストの削減につながるのか、そして、どれほど裁判の過程や結論に影響を与えるのか、それぞれについて分析検討し、改善すべき点は改善するなどして、より利用しやすい裁判制度になるよう絶えず関心を向けていくことが重要だと思います。

改正特定商取引法が企業法務に与える影響について

弁護士 深野 葉月

昨今、サブスクリプションの話題をよく耳にします。

サブスクリプションとは、動画、音楽、電子書籍の定額配信サービスなど、利用者が定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間内、商品やサービスを利用できる契約をいい、特定商取引法では役務提供契約として規律されます。

近年、若い世代を中心に、“モノ”を所有する喜びから使用する喜びへと価値観がシフトしていること等を背景に、サブスクリプションの需要は増加の一途をたどっています。しかしながら、従前の特定商取引法は、サブスクリプションのような役務提供契約に対する規制が不十分であり、特にサブスクリプションでは、次のようなトラブルが後を絶ちませんでした。「●無料のはずがいつの間にか有料になっていた、●自動更新されていた、●利用していないのに引き落としが続いていた、●月単位の契約だと思ったら年単位の契約だった、●解約したつもりが解約できていなかった」（出典：独立行政法人国民生活センター編集・発行「2022年版 くらしの豆知識」54～55頁）

そこで、サブスクリプションをはじめとした役務提供契約に対し、このようなトラブルの対策を強化した改正特定商取引法（以下、「改正法」と言います。）が本年6月1日に施行されます。

改正法の施行が企業法務に与える影響はどのようなものでしょうか。

改正法では、サブスクリプションなど役務提供契約の事業者が適切な表示を行わなかった場合の制裁が強化され、事業者が違反した場合、一定の条件のもとで利用者が契約を取り消すことができるようになったほか、事業者に懲役や罰金といった刑事罰を科すことができるようになりました。

内容としては、

①サービスの提供期間や期間内に利用可能な回数が定められている契約については、サービスの提供期間や利用可能な回数を表示しなければなりません。

②利用者が解約を申し出るまでサービスが提供される無期限の契約については、その旨を明確に表示する必要があります。なお、契約が自動更新される場合には、その旨も加えて表示する必要があります。

③利用料金については、利用者が支払うこととなる総額を明確に表示しなければなりません。初回と2回目以降の料金が異なるような場合には、初回の料金と2回目の料金が明確に

対比できるように表示しなければなりません。

④契約が、一定期間の無償又は割引価格を経て、有償又は通常価格に自動的に移行するような場合には、移行時期及び支払い金額を、利用者が明確に把握できるようにあらかじめ表示する必要があります。

⑤契約の解約については、条件、方法、効果等について表示する必要があります。解約の申出に期限がある場合は申出の期限を、解約時に違約金など利用者に不利益が生じる場合は、その旨及び内容を表示する必要があります。インターネットで解約を受け付ける場合には、利用者が明確に認識できるように形でリンク先や参照先のページを用意するとともに当該ページに必要事項を分かりやすく表示することが必要と考えられます。

改正法をふまえた、契約表示の一例は以下のとおりです。

サブスクリプション契約

利用料金 月額1,000円

提供期間 契約日から1年間

利用回数 1年間で100回まで

契約初月無料、翌月以降1,000円、

契約期間1年、1年総額11,000円

（注意事項）

- 一 利用者が契約初月に解約しない限り、本契約は契約翌月から有償となります
- 二 利用者が解約を申し出るまで、本サービスは継続的に提供されます
- 三 本契約は、契約日から1年を経過した後、1年ごとに自動更新されます
- 四 自動更新後の利用料は、月額1,000円、1年総額12,000円となります
- 五 本契約の解約手続きは、インターネット（[URL・・・](#)）で受け付けます

企業法務においても消費者保護の要請は年々高まっています。特定商取引法のみならず消費者契約法など消費者保護法制について、今後の動向を絶えず注視していく必要があると思われます。

カリフォルニア州弁護士からの挨拶

カリフォルニア州弁護士 スティーヴ・シノイ

Hi, my name is Steve Shinoi. My first name is Steve, family name is Shinoi. I have the pleasure of working now with Mr. Kuribayashi, Attorney at Law of Kuribayashi Sogo Law Office. I am a foreign attorney licensed in the State of California. My areas of expertise cover a broad range of topics including cross-border transactions, contracts, mergers & acquisitions, corporate law, licensing, intellectual property protection, data/information security, privacy, corporate governance, compliance, antitrust/anti-monopoly law, finance and loan agreements, commercial real estate transactions, leases, tax law and others.

I have experience working for many years in Japanese companies as head of Legal departments and handling matters throughout the Asia Pacific region. At Kuribayashi Sogo Law Office, I am happy to be able to support for the support of Mr. Kuribayashi Japanese companies with international litigation and dispute resolution, cross-border M&A, preparation of contracts in English and other matters.

Whilst I am not admitted as an attorney in Japan, I am qualified as an attorney in the U.S. As I am capable of reading Japanese in everyday life, I interpret in international negotiations and am able to support Japanese clients not only through speaking, but also consider my ability to comprehend a strength. When preparing contracts in English, I am able to translate with accuracy using legal terminology in English as desired by Japanese clients, and I believe I can be useful the support of international contract language.

To tell you a little more about myself, I have lived in Japan for over 25 years. My wife is Japanese and we live with our daughter, our son and our dog. On holidays, I enjoy bicycle riding nearby and being close to nature. Occasionally, I cycle to Mt. Takao and go out for walks to refresh. I look forward to working with many different people and it would be my pleasure to assist you.

初めまして、シノイ・スティーヴと申します。シノイが名字で、スティーヴが名前になります。この度、栗林総合法律事務所とご縁を賜り、栗林先生とお仕事をさせていただくことになりました。私は、カリフォルニア州の弁護士資格を有しております。私の専門は国際契約や商業取引、M&A（合併、売却）、会社法、ライセンス、知的財産の保護、データ／情報セキュリティ、プライバシー、会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンスとローン契約、商業不動産取引、リース、税法など多岐にわたります。

また、これまで日本企業において法務部の役職員として長年働いてきた経験を有しており、日本企業に勤めていた際にはアジアパシフィックの担当を務めた経験もございます。栗林総合法律事務所でも、英文契約書の作成、国際的な訴訟や紛争解決、クロスボーダー M&A などの案件において、栗林先生をサポートしていけたらと思います。

私は、日本語についても日常生活における基本的な読み書きはできる能力を有していることから、国際交渉における通訳的な仕事を通じて日本の皆さんをサポートすることができると思います。この点では、日本語が喋れるだけでなく、理解していることが強みになると考えています。また、英文契約書の作成業務においても、日本の皆さんが希望する内容を英語の法律文章に正確に翻訳することができますので、国際交渉や国際的な契約文章を作成する際に皆さんにお役に立つことができるのではないかと考えています。

以下、少々自己紹介をいたしたく存じます。私は日本で生活するようになってから25年以上経ちますが、プライベートでは日本人の妻、一男一女、そして犬と生活を共にしております。休日には自転車で近所の土手をサイクリングし、豊かな自然に触れることを楽しんでいます。時には高尾山までサイクリングで足を運び、リフレッシュしております。仕事を通じて色々な皆さんとご一緒することを楽しみにしていますので、よろしくお願いします。

DXしてますか？

当事務所では、サーバーへの外部からの侵入や悪意あるメールの受信、悪意あるサイトに接続してウイルス感染する危険性を除くため、FortiGateというセキュリティ機器を導入することにしました。FortiGateの主な機能は以下の通りです。

- ・ファイアウォール…悪意ある攻撃をブロックし侵入を防ぎます。
- ・アンチスパム…フォーティネットの蓄積データから迷惑メールと認識しているメールをブロックします。
- ・アンチウイルス…悪意あるWEBサイトを見られないようにしたり、悪意あるメールの添付ファイルを開けないようにします。
- ・WEBフィルタリング…業務に関係のないサイトをカスタマイズ設定して、見られないようにします。(例：ギャンブルなど)
- ・サンドボックス…日本のみならず世界中の新種ウイルスに対応しています。

KSLO NEWS

栗林総合法律事務所国際セミナーのご案内

日時	2022年3月18日(金) 午後6時～7時半
受講方法	オンライン(zoomを予定)
費用	無料
セミナー内容	『英文共同開発契約書の作成とチェックポイント』

英文共同開発契約書は、海外の事業者と共同で研究開発などを行う際に締結する契約書です。本セミナーでは、各事業者の役割分担、費用負担、成果物の帰属などについて、各事業者の立場に配慮しながら、英語でどのように表現するかを検討したいと思います。

外国企業との取引を検討している経営者の皆様、英文契約書の作成が必要な総務・法務担当者の皆様、営業担当の皆様、是非ご参加ください。

お申し込みはメールまたはお電話で



info@kslaw.jp



03-5357-1750

海外進出・英文契約・企業法務のご相談は栗林総合法律事務所へ

KURIBAYASHI SOGO
栗林総合法律事務所



03-5357-1750

● 受付時間：9:00～18:00 ● 定休日：土日・祝日